

財政福祉委員会

説明資料 (2)

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する
基準を定める条例（仮称）
の検討状況について

2019

令和元年 1 2 月 4 日

健 康 福 祉 局

目 次

1	条例制定の趣旨	1
2	市内の無料低額宿泊所の状況	1
3	条例案の概要	2
4	今後の予定	3

(参考)

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（省令）の概要	4
-----------------------------------	---

1 条例制定の趣旨

(1) 無料低額宿泊所とは

『生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設。』（社会福祉法上の第2種社会福祉事業。施設所在地の自治体に届出が必要である。）

(2) 現行制度の課題

- 施設の設備・運営に関する基準は、国のガイドラインを元に各自治体のガイドラインで規定しているが、法的拘束力がないため、劣悪な施設を運営する事業者に対する指導が困難である。
- サービスに見合わない不透明な料金を入居者から徴収するなど、貧困ビジネスの温床となりやすい。

(3) 条例制定による基準の法制化

- 貧困ビジネスに対する規制強化として、平成30年6月に社会福祉法が改正
- 無料低額宿泊所の設備・運営に関して、都道府県、指定都市等の自治体において、法定の最低基準に基づく条例を制定することが定められた。
- 令和元年8月に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」が公布（令和2年4月施行）

2 市内の無料低額宿泊所の状況

- 24施設 定員 1,121人 被保護者数 836人（令和元年7月末現在）
全国では 570施設、定員 20,133人、被保護者数 15,457人（平成30年国調査）
- 各施設に現地調査（1年に1回）を行い、本市ガイドラインの基準に適合しているかを確認し、不適合があれば改善を指導

3 条例案の概要

- 省令の基準は、有識者による国の検討会での議論を経て制定されたものであり、利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保する基準として適しているため、本市の条例案は、原則として省令と同様の基準とする。
- 居室面積については、生活の場として一定の床面積を確保する必要があるため、本市の現行ガイドラインの基準である 7.43 m²以上を維持し、省令の「地域の事情により 4.95 m²以上」とするただし書きを採用しない。
- 他の施設基準条例と同様に「3日分の食料の備蓄」、「暴力団排除」を追加する。

(参考) 現行ガイドライン及び省令との比較 (主なもの)

区 分	現行ガイドライン	省令	条例案
施設長の 資格要件	社会福祉主事、社会福祉事業に2年以上従事した者、又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者	同左	同左
設 備	居室、洗面所、便所、浴室、共用室、相談室、食堂等	同左	同左
入浴頻度	週3回以上	1日1回	同左
状況把握	規程なし	1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法により状況把握	同左
居室面積	7.43 m ² 以上	7.43 m ² 以上 (ただし、地域の事情により 4.95 m ² 以上)	7.43 m ² 以上

4 今後の予定

令和元年12月	市民意見の募集（パブリックコメント）
令和2年2月	条例案の上程
3～4月	周知・広報
4月	条例施行
4月～	条例の基準に適合するよう事業者を指導

(参考) 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(省令)の概要

(1) 標準とすべき基準

区 分	内 容
職員の資格要件	○ 施設長：社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉事業等に2年以上従事した者(同等の能力を有すると認められる者を含む) ○ 職 員：できる限り社会福祉主事任用資格を有する者
規 模	○ 定員5人以上の規模とすること
サテライト型住居の設置	○ 本体施設(定員5～10人)と一体的に運営される附属施設(定員4人以下)であるサテライト型住居を設置することができる
設備の基準 (居室の床面積)	○ 居室を設置し、床面積は7.43㎡以上(ただし地域の事情によっては4.95㎡以上)とすること ○ 省令施行の際に届出がなされている無料低額宿泊所が、平成27年6月末において提供していた居室については、床面積は収納設備等を除き、3.3㎡以上(経過措置)
職員配置の基準	○ 職員数は入居者の数・サービスに応じた適当数(1人は施設長)
入居申込者に対する説明、契約等	○ 居室の利用とそれ以外のサービスの契約をそれぞれ文書により締結すること ○ 契約期間(1年以内に限る)、解約に関する事項を定めること ○ 契約満了前に、入居者の意向を確認し、福祉事務所と継続利用の必要性を協議すること
秘密保持等	○ 職員又は職員であった者は正当な理由がなく、業務上知り得た入居者の秘密を漏らさないこと
事故発生時の対応	○ 事故が発生した場合、速やかに市、家族等に連絡し、必要な措置を講じることとし、事故の状況など記録するほか、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと

(2) 参酌すべき基準

区 分	内 容
記録の整備	○ 設備、職員及び会計に関する諸記録を整備し、入居者に提供するサービスの状況の記録は5年間保存すること
設備の基準 (居室の床面積 以外のもの)	○ 炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場、共用室、相談室、食堂を設置すること ○ 居室の扉は堅固なもので居室ごとに設け、間仕切壁は堅固なものとし、天井まで達していること（省令施行の際に届出がなされている無料低額宿泊所の居室については3年間は経過措置として適用しない） ○ 洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場は入居定員に適したものを設けること ○ 浴室には浴槽を設けること
入 退 居	○ 入居に際しては、心身の状況、生活の状況等の把握に努める ○ 退居に係る援助に際しては、福祉事務所等との密接な連携に努める
入 浴	○ 1日に1回の頻度で入浴の機会を提供 ○ やむを得ない事情があるときは、あらかじめ事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる
状 況 把 握	○ 原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行う
日常生活に係る 金銭管理	○ 金銭管理は本人が行うことを原則とする ○ 適切な管理に支障があり、本人が希望する場合は、成年後見制度等をできる限り活用すること等を条件に日常生活に係る金銭管理することを妨げない
苦情への対応	○ 苦情を受け付けるための窓口の設置する ○ 苦情を受け付けた場合は、内容等を記録し、市からの指導・助言に従って必要な改善を行う